

2024年6月13日

令和6年能登半島地震に係る地震保険の 支払件数・支払保険金等について（2024年5月31日現在）

この度の災害により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）では、2024年5月31日（金）現在の「令和6年能登半島地震」に係る地震保険の支払件数・支払保険金等を取りまとめましたので、お知らせします。

■令和6年能登半島地震（発生日：2024年1月1日）

【5月31日現在：日本損害保険協会会員会社・外国損害保険協会会員会社等合計】

都道府県	事故受付件数（件） （注1）	対応完了件数（件） （注2）	支払件数（件）	支払保険金（千円）
新潟県	29,537	28,334	19,785	15,428,040
富山県	40,326	39,351	28,276	20,442,080
石川県	64,423	63,111	49,236	51,211,713
福井県	4,882	4,567	2,675	1,750,656
その他	11,399	10,536	3,467	2,138,427
合計	150,567	145,899	103,439	90,970,916

（注1）「事故受付件数」には、建物・家財の事故に関する調査のご依頼のほか、地震保険の補償内容・お客様のご契約内容に関するご相談・お問い合わせなども含まれます。建物・家財の合計値です。

（注2）「対応完了件数」には、調査が完了して実際に保険金をお支払いした件数のほか、保険金のお支払いの対象とならなかった事案やご相談・お問い合わせなどを受け付けた段階で対応完了した事案などの件数が含まれます。

【被災者のみなさまへ】

災害後は、「保険金請求を代行する」「保険金請求をサポートする」「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、保険会社の者と称し、電話で損害状況を聴取したうえで、「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査費用を要求してくるようなケースがあります。保険会社では、お客様に調査費用を請求することはありません。

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。

（ご参考）当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

1. 過去の大きな地震による地震保険金一覧(支払額順)

	地震名等	発生年月日	支払件数 (件)	支払保険金 (億円)
1	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	2011 年 03 月 11 日	826,110	12,894
2	平成 28 年熊本地震	2016 年 04 月 14 日	215,642	3,909
3	令和 4 年福島県沖を震源とする地震	2022 年 03 月 16 日	320,920	2,654
4	令和 3 年福島県沖を震源とする地震	2021 年 02 月 13 日	245,982	2,509
5	大阪府北部を震源とする地震	2018 年 06 月 18 日	159,369	1,248
6	令和 6 年能登半島地震	2024 年 01 月 01 日	103,439	910
7	平成 7 年兵庫県南部地震	1995 年 01 月 17 日	65,427	783
8	平成 30 年北海道胆振東部地震	2018 年 09 月 06 日	73,871	536
9	宮城県沖を震源とする地震	2011 年 04 月 07 日	31,018	324
10	宮城県沖を震源とする地震	2021 年 03 月 20 日	23,529	189

(注 1) 日本地震再保険株式会社調べ(2023 年 3 月 31 日時点)。

(注 2) 「令和 6 年能登半島地震」は、一般社団法人日本損害保険協会調べ(2024 年 5 月 31 日現在)。

(注 3) 支払保険金は、千万円単位で四捨五入を行い算出。

2. 令和 6 年能登半島地震に係る損保協会の取組みについて

(1) 体制および相談窓口等

「2023 年度自然災害対策本部」を設置して、万全の体制で対応にあたっています。

ア. そんぽ ADR センター

損害保険に関するご相談は、そんぽ ADR センターで受け付けております。

<日本損害保険協会の相談窓口：そんぽ ADR センター>
ナビダイヤル：0570-022808 (全国共通・通話料有料)
 ※受付時間：平日 9 時 15 分～17 時 00 分 (土・日・祝日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く)
 ※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

イ. 自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。

なお、原則として、被災された方(ご本人)、被災された方(ご本人)の親族(配偶者・親・子・兄弟姉妹)からのご照会に限ります。

<自然災害等損保契約照会センター>
フリーダイヤル：0120-501331
 ※受付時間：平日 9 時 15 分～17 時 00 分 (土・日・祝日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く)

(2) 各種損害保険の特別措置の実施

ア. 火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)について

令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続きおよび保険料の払い込みを、最長 6 か月後の末日(2024 年 7 月末日)まで猶予する特別措置を実施することとしました。

1. 継続契約の締結手続き猶予

災害救助法の適用日から 6 か月後の末日(2024 年 7 月末日)までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて、2024 年 7 月末日まで猶予いたします。

2. 保険料の払い込み猶予

災害救助法の適用日から6か月後の末日（2024年7月末日）までに払い込むべき保険料の払い込みについて、2024年7月末日まで猶予いたします。

イ. 自賠責保険について

道路運送車両法第61条の2の規定に基づき自動車検査証の有効期間が延長された地域に使用の本拠を有する自動車等について、次のとおり自賠責保険の継続契約の締結手続きおよび継続契約の保険料の払い込みを猶予する特別措置を実施することとしました。

1. 継続契約の締結手続き猶予

継続契約の締結手続きについて、2024年7月31日まで猶予できるものとします。

2. 保険料の払い込み猶予

保険料の払い込み猶予について、最長6か月後の末日（2024年7月末日）まで猶予できるものとします。

(3) 共同調査の実施

迅速な損害調査・保険金支払に向けて業界一丸となって対応を進めています。その一環として、火災・津波による被害が発生している地域および倒壊建物を対象とした共同調査を実施しました。

調査の結果、火災・津波被害については「全損地域」および「一部全損地域」、倒壊建物については「全損建物」および「全損の可能性が高い建物」を認定しています（※）。

（※）共同調査のニュースリリース

- ・2月9日付「令和6年能登半島地震にかかる共同調査の認定結果公表について」

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g3410i00000016dc-att/240209_01.pdf

- ・3月1日付「令和6年能登半島地震にかかる倒壊建物を対象とした共同調査で「全損建物」を認定」

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g3410i0000001ue8-att/240301_01.pdf

今般の地震に関する地震保険等の保険金のご請求、ならびに、特別措置の取り扱い等に関して、詳しくは、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

令和6年能登半島地震に係る損保協会の取組みについては、当協会ホームページに情報を掲載しています。<https://www.sonpo.or.jp/news/ното/index.html>

以上